

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）

日時：令和3年11月16日(火)

9時00分～11時00分

場所：合同庁舎8号館1階講堂

議 事 次 第

1. 議 事

- (1) 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像について
- (2) 行動制限緩和の考え方・具体的内容について
- (3) ワクチン・検査パッケージの検討状況について
- (4) その他

(配布資料)

- 資料1-1 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（概要）
(内閣官房提出資料)
- 資料1-2 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像
(内閣官房提出資料)
- 資料2 飲食・イベント・移動の制限緩和の考え方・具体的内容について
(内閣官房提出資料)
- 資料3 ワクチン・検査パッケージに関する技術実証の中間報告
(内閣官房提出資料)
- 資料4 ワクチン・検査パッケージの活用による行動制限緩和の考え方（案）
(内閣官房提出資料)
- 資料5 ワクチン・検査パッケージ制度要綱案
(内閣官房提出資料)
- 参考資料1 直近の感染状況の評価等
- 参考資料2 都道府県別エピカーブ
- 参考資料3 直近の感染状況等
- 参考資料4 新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査結果（11月10日0時時点）
- 参考資料5 今後の感染拡大に備えた対策強化のポイント
- 参考資料6 第5波までの医療提供体制の検証と教訓に基づく今後のあり方
- 参考資料7 新型コロナウイルス感染症「第5波」検証等結果報告書（現在検討案（抜粋））
- 参考資料8 ワクチン・検査パッケージへの委員からの意見
- 参考資料9 COVID-19のワクチンの有効性に対する最新知見
- 参考資料10 人流と実効再生産数
- 参考資料11 下水サーベイランスに関する推進計画

次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（概要）

【基本的考え方】

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える
- 今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍(*)となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める
- こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じて、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る
- 例えば感染力が3倍(*)となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずる

(*)「感染力が2(3)倍」とは、若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が今夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「今夏の実質2(3)倍程度の感染拡大が起こるような状況」のことである

1. 医療提供体制の強化

<今後の感染拡大に備えた対策>

1) 病床の確保、臨時の医療施設の整備

入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につながる体制を11月末までに整備

- 今夏と比べて約3割増の患者（約1万人増（約2.8万人→約3.7万人））の入院が可能に
 - ・病床の増床や臨時の医療施設における病床確保（約5千人増（病床約6千床増の8割（使用率）））
 - ・感染ピーク時において確保病床使用率8割以上を確保（約5千人増）
 - ・入院調整の仕組みの構築、スコア方式の導入等による療養先の決定の迅速・円滑化
 - ※公的病院の専用病床化（約2.7千人の入院患者の受入増（病床増約1.6千床分））
- 今夏と比べて約4倍弱（約2.5千人増）の約3.4千人が入所できる臨時の医療施設・入院待機施設を確保

3) 医療人材の確保等

感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保・配置調整を担う体制を構築

- ・医療人材派遣に協力可能な医療機関数、派遣者数を具体化
- ・人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築
- ・公立公的病院から臨時の医療施設等に医療人材を派遣

5) さらなる感染拡大時への対応

○今後、地域によって、仮に感染力が2倍を超える水準になり、医療のひっ迫が見込まれる場合、国民に更なる行動制限(*)を求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講ずる

- ・国・都道府県知事は地域の医療機関に診療等について最大限の協力を要請
- ・コロナ患者受入病院に、短期間の延期ならリスクが低いと判断される予定手術・待機手術の延期等を求める
- ・公立公的病院に追加的な病床確保や医療人材派遣等を要求。民間医療機関にも要請

○感染力が2倍を超え、例えば3倍となり、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合、大都市のように感染拡大のリスクが高く病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等について、当該地域以外の医療機関に、コロナ以外の通常医療の制限措置を行い、医療人材派遣等を行うよう、国が要求・要請。こうした措置が速やかに解除されるよう、国民には更なる行動制限(*)を求める

※更なる行動制限については、具体的には、人との接触機会を可能な限り減らすため、例えば、飲食店の休業、施設の使用停止、イベントの中止、公共交通機関のダイヤの大幅見直し、職場の出勤者数の大幅削減、日中を含めた外出自粛の徹底など、状況に応じて、機動的に強い行動制限を伴う要請を行う

2) 自宅・宿泊療養者への対応

全ての自宅・宿泊療養者に、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保

- ・保健所の体制強化
- ・今夏と比べて約3割増の宿泊療養施設の居室の確保（約1.4万室増（約4.7万室→約6.1万室））
- ・従来の保健所のみでの対応を転換し、約3.2万の地域の医療機関等と連携してオンライン診療・往診、訪問看護等を行う体制を構築

症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また重症化を未然に防止する体制を確保

- ・全ての自宅療養者にパルスオキシメーターを配付できるよう総数で約69万個を確保
- ・入院に加え外来・往診まで様々な場面で中和抗体薬・経口薬を投与できる体制構築

4) ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」

医療体制の稼働状況をG-MISやレセプトデータなどを活用して徹底的に「見える化」

- ・病床確保・使用率（医療機関別・毎月）
- ・治療薬の投与者数（都道府県別・毎月）
- ・オンライン診療・往診等自宅療養者に対する診療実績（地域別・毎月）

※上記の数値は11月11日時点のもの

2. ワクチン接種の促進

11月中旬に希望する方への接種を概ね完了見込み

12月から追加接種を開始。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が接種を受けられるよう体制を確保

- **11月中旬に希望する方への2回のワクチン接種を概ね完了見込み**（11/11公表時点接種率：1回目78.2% 2回目74.5%）
 - ・今後も若年者を含め1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保
 - ・小児（12歳未満）への接種について、企業から薬事申請がなされ、承認に至った場合には厚生科学審議会の了承を得た上で接種を開始
- **12月から追加接種を開始。2回目接種完了から概ね8か月以降に、追加接種対象者のうち希望する全ての方が受けられるよう体制を確保**
 - ・2回目接種を完了した全ての方に追加接種可能なワクチン量を確保（来年は3億2千万回分の供給契約を締結済み）
 - ・12月からの接種に向けて都道府県・市町村で体制を整備。国は全額国費を基本として必要な支援を行う
 - ・2回目接種完了者のほぼ全てが追加接種の対象者となった場合、来年3月を目途に職域接種による追加接種を開始

3. 治療薬の確保

経口薬は治療へのアクセスを向上・重症化予防により、国民が安心して暮らせるようになるための切り札

年内の実用化を目指すとともに、必要量を確保

- **国産経口薬を含む治療薬の開発費用として1薬剤当たり最大約20億円を支援し、経口薬について年内の実用化を目指す**
- **軽症から中等症の重症化リスク保有者が確実に治療を受けられるよう、複数の治療薬を確保し、必要な量を順次納入できるよう企業と交渉を進める**

- 感染力が2倍となった場合、軽症から中等症の重症化リスク保有者向けに**最大約35万回分**（感染力が3倍となった場合は**最大約50万回分**）の**治療薬が必要な見込み**
 - ・ **中和抗体薬**について、**来年（2022年）初頭までに約50万回分を確保**
 - ・ **経口薬**について、**薬事承認が行われれば速やかに医療現場に供給。合計約60万回分を確保**（薬事承認が行われれば年内に約20万回分、年度内に更に約40万回分）
 - ・ さらに、**今冬をはじめ中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬の確保に向けて取り組む**（経口薬については、追加で約100万回分、計約160万回分確保）

4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう、行動制限の緩和の取組を進めていく。具体的内容は、速やかに基本的対処方針において示す。ただし、緊急事態宣言等の下で、コロナ以外の通常医療への制限が必要となる場合等には、行動制限の緩和を停止することがあり得る

<誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大・環境整備>

- ・ 都道府県が、健康理由等でワクチン接種できない者を対象として、経済社会活動を行う際の**検査を予約不要、無料とできるよう支援**
併せて**感染拡大時に、都道府県判断により、感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援**
- ・ PCR検査の実勢価格を踏まえた保険収載価格の検証、年内を目途に必要な見直し

<電子的なワクチン接種証明>

- ・ これまでは紙で海外渡航用に限定して発行していたが、年内にワクチン接種証明書をデジタル化、国内でも利用可能とする

<感染状況を評価する新たな基準の考え方>

- ・ 11月8日のコロナ分科会の提言を受け、医療のひっ迫状況により重点を置いた考え方に見直しを行うこととし、速やかに基本的対処方針を改正

<新型コロナの影響を受ける方々への支援>

- ・ 住民税非課税世帯や子育て世帯・学生などコロナでお困りの皆様に対する給付金等の支援を行う。（詳細は経済対策で決定）

<今後のさらなる対応>

- ・ 今後の感染症への対応として、**病床や医療人材の確保等に関する国や自治体の迅速な要請・指示等に係る法的措置を速やかに検討**
- ・ また、**行政のあり方も含めた司令塔機能の強化等により、危機管理の抜本的な強化を検討**

次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

令和 3 年 11 月 12 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定**基本的考え方**

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。
- このため、デルタ株への置き換わりなどによる今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍^(※)となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- その上で、感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍^(※)となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずる。

(※)「感染力が2(3)倍」とは、若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が今夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「今夏の実質2(3)倍程度の感染拡大が起こるような状況」のことである。

1. 医療提供体制の強化

(1) 病床の確保、臨時の医療施設の整備 (数値は11月11日時点のもの)

- 入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。

今夏の各都道府県のピーク時においては最大約 2.8 万人の入院が必要となったが、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、ワクチン接種の進展等による感染拡大の抑制効果等も勘案しつつ、以下

の取組により、今夏と比べて約3割増（約1万人増）の約3.7万人が入院できる体制を11月末までに構築する。

- ・ 病床の増床や臨時の医療施設における病床確保（入院患者の受入約5千人増（病床約6千床増の8割（使用率）））
- ・ 確保病床の使用率の向上（入院患者の受入約5千人増）

あわせて、入院調整中の方や重症化していないものの基礎疾患等のリスクがある方が安心して療養できるようにするため、臨時の医療施設・入院待機施設の確保により、今夏と比べて約4倍弱（約2.5千人増）の約3.4千人が入所できる体制を構築する。

- 上記の一環として、公立公的病院の専用病床化を進め、国が要求・要請を行った公立公的病院において、全国で今夏と比べ、約2.7千人の入院患者の受入増（病床増約1.6千床分）を可能とするとともに、都道府県に設置する臨時の医療施設等に医療人材を派遣できるようにする。

（参考）国が要求・要請を行った公立公的病院の取組強化（11月1日時点）

・ 国立病院機構（NHO）	入院受入	1,814人	→	2,251人	（437人増）
	確保病床	2,290床	→	2,758床	（468床増）
・ 地域医療機能推進機構（JCHO）	入院受入	694人	→	925人	（231人増）
	確保病床	911床	→	1,156床	（245床増）
・ その他	入院受入	8,156人	→	10,205人	（2,049人増）
	確保病床	10,120床	→	11,039床	（919床増）

- 感染ピーク時に、確保した病床が確実に稼働できるよう、都道府県と医療機関の間において、要請が行われてから確保病床を即応化するまでの期間や患者を受け入れることができない正当事由等について明確化した書面を締結するとともに、休床病床の運用の効率化を図りつつ、病床使用率を勘案した病床確保料に見直しを行うこと等により、感染ピーク時において確保病床の使用率が8割以上となることを確保する。なお、これに併せて、緊急包括支援交付金の病床確保料については、来年（2022年）1月以降も当面継続する。

- 感染拡大時においても入院が必要な者が確実に入院できる入院調整の仕組みを構築するとともに、フェーズごとの患者の療養先の振り分けが明確になるスコア方式等を導入する等、転退院先を含め療養先の決定の迅速・円滑化を図る。

(2) 自宅・宿泊療養者への対応

- 都道府県の推計では、今後の感染ピーク時における自宅・宿泊療養者は、約23万人と想定されているが、これら全ての方について、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。

このため、従来の保健所のみへの対応を転換し、保健所の体制強化のみならず、オンライン診療^(※)・往診、訪問看護の実施等について、医療機関、関係団体等と委託契約や協定の締結等を推進しつつ、全国でのべ約3.2万の医療機関等と連携し、必要な健康観察・診療体制を構築する。

- ・ 医療機関 約1.2万機関
- ・ 訪問看護ステーション 約1千機関
- ・ 薬局 約1.9万機関

(※) 参考：東京都における複数の自宅・宿泊療養者と複数の医師のマッチングを行う「多対多オンライン診療システム」や、神奈川県における輪番制の医師によるオンライン診療等の取組などの事例も参考に、各地域の取組を推進する。

- また、宿泊療養施設について、家庭内感染のリスク等に対応するため、約1.4万室増の約6.1万室を確保する。
- さらに、症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また、重症化を未然に防止する観点から、全ての自宅療養者にパルスオキシメーターを配付できるよう、総数で約69万個を確保する。治療薬についても、中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを支援する。

(3) 医療人材の確保等

- 感染拡大時に臨時の医療施設をはじめとした病床・施設を円滑に稼働させるため、都道府県の保健・医療提供体制確保計画において、医療人材派遣について協力可能な医療機関数、派遣者数を具体化するとともに、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築する。また、東京都においては、医療機関等からの派遣可能な具体的人員の事前登録制を進めることとしており、こうした取組を横展開する。

(参考) 都道府県の具体例

上記の取組のほか、関係団体と連名で全病院に緊急時の医療人材の応援派遣を依頼し調整している例や、地域の医療機関から臨時の医療施設等への輪番派遣制により体制を構築する例、医療人材の派遣協定をあらかじめ締結する例などもあり、こうした取組も参考に、各地域における人材確保を推進する。

- また、国立病院機構等の公立公的病院において、都道府県に設置する臨時の医療施設等に医療人材を派遣できるようにする。(再掲)

(4) ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」

- 医療体制の稼働状況を G-MIS やレセプトデータ等を活用して徹底的に「見える化」する。
 - ・ 都道府県内の医療機関や救急本部との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築するとともに、個々の医療機関における G-MIS への病床の使用状況等の入力を徹底すること(補助金の執行要件化)により、12月から医療機関別の病床の確保・使用率を毎月公表する。
 - ・ 12月から毎月、レセプトデータを用いてオンライン診療・往診など自宅療養者に対する診療実績を集計し、地域別(郡・市・区別)に公表する。
 - ・ 国が買い上げて医療機関に提供する中和抗体薬など新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与者数について、都道府県別に毎月公表する。

(5) さらなる感染拡大時への対応

- 今夏の感染拡大時には、地域によって、人口の密集度、住民の生活行動等によって感染状況の推移は異なり、また、病床や医療人材等の医療資源にも差があることから、医療提供体制のひっ迫状況は、地域によって様々であった。その中で、病床がひっ迫した地域においては、緊急事態宣言の下で、個々の医療機関の判断でコロナ対応のためにコロナ以外の通常医療の制限が行われていたが、今後、地域によって、仮に感染力が2倍を超える水準になり、医療のひっ迫が見込まれる場合には、国民に対し、更なる行動制限(後述)を求め、感染拡大の防止を図る。あわせて、国の責任において、感染者の重症化予防等のため地域の医療機関に協力を要請するとともに、更なるコロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講ずる。

- 具体的には、医療の確保に向けて、国の責任において、入院対象者の範囲を明確にするとともに、法で与えられた権限に基づき、国及び都道府県知事が、
 - ・ 自宅療養者等の健康管理・重症化予防を図るため、地域の医療機関に対し、健康観察・診療等について最大限の協力を要請するとともに、
 - ・ コロナ患者の入院受入病院に対し、短期間の延期ならリスクが低いと判断される予定手術・待機手術の延期等の実施を求めるほか、
 - ・ 国立病院機構、地域医療機能推進機構をはじめとする公立公的病院に対し、追加的な病床の確保、臨時の医療施設への医療人材の派遣等の要求・要請を行うとともに、民間医療機関に対しても要請を行うこととする。

- さらに、感染力が2倍を大きく超え、例えば3倍となり、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合には、大都市のように感染拡大のリスクが高く、病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等では、コロナ以外の通常医療の制限措置の実施の徹底や地域内での追加的な病床の確保、医療人材の派遣等の措置を図ったとしても、増加する重症患者等への医療の提供が困難となる事態が生じる可能性がある。こうした事態の発生が見込まれる場合には、当該地域以外に所在する医療機関に対し、必要に応じコロナ以外の通常医療の制限措置を行い、当該地域の臨時の医療施設に医療人材の派遣等を行うよう、法で与えられた権限に基づき、国が要求・要請を行い、医療の確保を図る。

- 同時に、コロナ以外の通常医療の制限措置等は、一時的とはいえ、国民に対し大きな不安を与えるほか、医療現場にも大きな負荷を伴うことから、こうした措置が速やかに解除されるよう、感染者数の増加に歯止めをかけ、減少させるため、国民に対し、更なる行動制限を求める等の実効性の高い強力な感染拡大防止措置を併せて講ずる。

- 更なる行動制限については、具体的には、人との接触機会を可能な限り減らすため、例えば、飲食店の休業、施設の使用停止、イベントの中止、公共交通機関のダイヤの大幅見直し、職場の出勤者数の大幅削減、日中を含めた外出自粛の徹底など、状況に応じて、機動的に強い行動制限を伴う要請を行う。

- もちろん、こうした厳しい事態に陥らないよう、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、国民の理解と協力の下、機動的に効果的な行動制限を行

うことにより、急激な感染拡大の抑制を図っていくことを基本として対応する。

また、今後、重症化予防効果の高い経口薬等の利用が可能となれば、仮に感染力が高まっても入院を必要とする者の減少が見込まれ、医療現場への負荷も軽減されることが期待されることから、引き続き、経口薬の実用化に向けて、全力で取り組む。

2. ワクチン接種の促進

(1) 1回目・2回目接種

- 11月11日公表時点で、1回目の接種率は78.2%、2回目の接種率は74.5%であり、11月中に希望する者への接種を概ね完了する見込みである。
- 追加接種が開始される12月以降も、若年者を含め1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保する。
- 小児（12歳未満）へのワクチン接種について、米国や欧州の薬事当局の審査状況を見据えつつ、企業から薬事申請がなされ、承認に至った場合には、厚生科学審議会での了承を得た上で、接種を開始する。

(2) 追加接種

- 2回目接種完了から、概ね8か月以降に、追加接種対象者のうち、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、体制を確保する。

ア 追加接種のためのワクチンの確保

- 2回目接種を完了した全ての方が、追加接種の対象者となった場合でも、必要とされるワクチンを確保している。
- 追加接種では、今年（2021年）供給を受けるワクチンの残余と、来年（2022年）供給を受けるワクチンを用いる。来年（2022年）に関しては、年初頭から順次、3種類のワクチンで3億2,000万回分の供給を受ける契約を締結済みであることから、追加接種に必要なワクチンを確保できる見込みである。

イ 追加接種の体制

- 12月から追加接種を開始できるよう、都道府県及び市町村と緊密に連携を図りながら、適切に体制を整備する。
- 都道府県及び市町村に対して、12月からの接種に向けて体制を整備するよう要請しており、引き続き、円滑な接種の実施のために全額国費を基本として必要な支援を行う。
- 追加接種の対象者については、11月15日に厚生科学審議会に諮り、その意見を踏まえて決定する。
- 2回目接種完了者のほぼ全てが追加接種の対象者となった場合は、職域接種も実施することとし、1回目・2回目接種を実施した企業、大学等から、職域接種の希望を募り、来年（2022年）3月を目途に追加接種を開始することとする。

ウ スケジュール

- 2回目接種完了の実績を踏まえると、医療従事者等の追加接種は12月1日から、高齢者等の追加接種は来年（2022年）1月からの開始が見込まれる。このためのスケジュールは以下のとおりである。

- | | |
|---------|--|
| 11月15日 | ファイザー社ワクチンの追加接種について、対象者、追加接種に必要な省令改正等を厚生科学審議会に諮問答申 |
| 11月中下旬 | 市町村より、接種券を順次送付開始
自治体に対し、12月及び来年1月接種分として、ファイザー社ワクチン約400万回を配分（以後、順次、必要量を配分） |
| 12月1日 | 追加接種の関係省令を施行。以降、市町村において順次ファイザー社ワクチンによる追加接種を開始 |
| 12月下旬以降 | モデルナ社ワクチンの追加接種について、厚生科学審議会に諮問答申 |

来年 1 月 自治体等に対し、モデルナ社ワクチンの配分開始（以降、順次必要量を配分）

来年 2 月 モデルナ社ワクチンによる追加接種開始

（※）上記スケジュールは、厚生科学審議会における審議を踏まえ変更されることがあり得る。

エ その他

- 追加接種に使用するワクチンについては、1 回目・2 回目に使用したワクチンの種類を問わず使用可能とすることも含め、11 月 15 日に厚生科学審議会において審議する。

3. 治療薬の確保

- 新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国産経口薬を含め、開発費用として 1 薬剤当たり最大約 20 億円を支援し、経口薬について年内の実用化を目指す。また、治療薬の作用する仕組みや開発ステージは様々であることや、軽症から中等症の重症化リスクを有する者が確実に治療を受けられるようにするため、複数の治療薬を確保し、必要な量を順次納入できるよう、企業と交渉を進める。
- 感染力が 2 倍となった場合には、今夏の感染拡大の実績等を考慮すれば、軽症から中等症の重症化リスクを有する者向けに最大で約 35 万回分の治療薬が必要になるものと見込まれる。また、感染力が 3 倍となった場合には、最大で約 50 万回分の治療薬が必要になるものと見込まれる。
これに対して、薬事承認され投与実績のある中和抗体薬については、来年（2022 年）初頭までに約 50 万回分を確保する。
- あわせて、新たに実用化が期待される経口薬については、国民の治療へのアクセスを向上するとともに、重症化を予防することにより、国民が安心して暮らせるようになるための切り札である。世界的な獲得競争が行われる中で、薬事承認が行われれば速やかに医療現場に供給し、普及を図っていく。供給量については、合計約 60 万回分（薬事承認が行われれば年内に約 20 万回分、年度内に更に約 40 万回分）を確保する。

- さらに、今冬をはじめ中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬（中和抗体薬、経口薬）の確保に向けて取り組む（経口薬については、追加で約 100 万回分、上記と合計してこれまでに約 160 万回分を確保している）。
- 中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを支援する。（再掲）
なお、主に重症者向けの抗ウイルス薬については、既に市場に流通し、使用されている。

4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

- ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の普及により重症化する患者数が抑制され、医療提供体制の強化とあいまって、病床逼迫がこれまでよりも生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。
- また、飲食店の第三者認証制度の普及のほか、各業界における感染対策のガイドラインの普及・更新などの感染防止の取組の進展を踏まえれば、今後、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備やワクチン接種証明の活用等を進めることと併せて、日常生活や経済社会活動に伴う感染リスクを以前よりも引き下げることができる。
- このような状況変化を踏まえ、今後は、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和の取組を進めていく。その具体的内容については、速やかに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）において示す。ただし、緊急事態宣言等の下で、コロナ以外の通常医療への制限が必要となる場合等には、行動制限の緩和を停止することもあり得る。

（1）誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備

- 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対

象として、経済社会活動を行う際の検査を来年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。

あわせて、感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援を行う。

- 保険診療として実施されている PCR 検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えているとの指摘もある中で、実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う。

(2) 電子的なワクチン接種証明のスケジュール・活用方法

ア ワクチン接種証明書のデジタル化

- 年内に、ワクチン接種証明書のデジタル化を実現する。電子的なワクチン接種証明書は、スマートフォン上で専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認の上で申請・取得し、二次元コードとともに表示可能とする。紙によるワクチン接種証明書についても引き続き発行し、二次元コードを記載する。これら二次元コードには電子署名を付与し、偽造防止措置を講ずる。

イ ワクチン接種証明書の活用方法

- ワクチン接種証明書のデジタル化により、海外渡航時における出入国時でのワクチン接種履歴の確認を効率的に行えるようにするとともに、日本入国時の円滑な確認体制を整備する。
- ワクチン接種証明書は、デジタル化に合わせて、海外渡航用だけでなく、国内での利用が容易となり、その活用が進むものと見込まれる。
- 国内では、民間が提供するサービス等においては、接種証明の幅広い活用が想定されるところであり、また、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるために、飲食店やイベント主催者等が、ワクチン接種証明書の画面を確認することなどにより、ワクチン接種履歴を確認できるようにする。

(※) 二次元コードについては仕様を公開することとしており、これを読み取ることも可能。

(3) 感染状況を評価する新たな基準の考え方

- 変異株の状況やワクチンの有効性などの知見を踏まえ、緊急事態措置等の前提となる感染状況（ステージ）について、11月8日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を受け、医療のひっ迫状況により重点を置いた考え方に見直しを行うこととし、速やかに基本的対処方針を改正する。

(4) 新型コロナの影響を受ける方々への支援

- 住民税非課税世帯や子育て世帯・学生などコロナでお困りの皆様に対する給付金等の支援を行う。詳細は経済対策において決定する。

(5) 今後のさらなる対応

- これまでの新型コロナウイルスへの対応を徹底的に検証をしつつ、以下の取組を進める。
 1. 今後の感染症への対応として、病床や医療人材の確保等について、国や自治体が迅速に必要な要請・指示をできるようにするための法的措置を速やかに検討する。
 2. 治療薬やワクチンについて、安全性や有効性を適切に評価しつつ、より早期の実用化を可能とするための仕組み、ワクチンの接種体制の確保など、感染症有事に備える取組について、より実効性ある対策を講ずることができるよう法的措置を速やかに検討する。
 3. また、行政のあり方も含めた司令塔機能の強化等により、危機管理の抜本的な強化を検討する。

- ① ワクチン接種の進展等を踏まえ、飲食店の第三者認証制度やイベントの感染防止安全計画の策定など、感染リスクを低減させる方策を講ずることにより、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置地域及びその他区域において、これまで講じてきた様々な制限を一定程度緩和する。

【飲食店】

「**第三者認証制度**」

- 都道府県が飲食店の感染対策に関する基準を定めた上で、個々の飲食店に対して基準適合性を確認し、認証を付与。
- 認証店については、営業時間や酒類の提供の有無について、制限緩和。

【イベント】

「**感染防止安全計画（※）**」

- 大規模イベントの主催者は、イベントごとに具体的な感染防止策（感染防止安全計画）を策定。都道府県が内容を確認・助言し、実効性を担保。
- 計画を策定した場合は、人数上限等を一定程度緩和。※「大声なし」が前提

【移動】

- ワクチン接種の進展を踏まえ、移動に伴う感染リスクは低減。
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所を除き、国として自粛要請の対象に含めない。（外出）




- ② その上で、ワクチン・検査パッケージの活用により、人数制限等を緩和する。


「**ワクチン・検査パッケージ制度**」

- ワクチン接種歴又は検査の陰性を確認。
 - 飲食店：「認証店」に限り、人数制限を緩和。
 - イベント：「感染防止安全計画」策定の場合、収容定員まで追加可能。
 - 移動：不要不急の都道府県をまたぐ移動（県またぎ移動）について、国として自粛要請の対象に含めない。


【飲食】

- ① ワクチン接種の進展に加えて、第三者認証制度の普及により、認証店においては感染リスクの低減が図られていることから、営業時間や酒類の提供の有無について、制限緩和を行う。

- ② その上で、認証店に限り、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数制限（一卓5人以上の会食回避の要請・呼びかけ）を緩和する。

【イベント】

- ① ワクチン接種の進展と感染防止安全計画の策定により、大声なしのイベントについては、収容率と収容人数の上限を緩和する。大声を出す、リスクの高いイベントは、イベント内での密の回避の観点から、収容率と収容人数は従来どおり。

- ② その上で、感染防止安全計画を策定するイベント（大声なし）について、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可能とする。

【移動】

- ① ワクチン接種の進展を踏まえ、移動に伴う感染リスクは一定程度低減していると考えられることから、混雑した場所や感染リスクの高い場所を除き、国として自粛要請の対象に含めない。（外出）

- ② ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、不要不急の都道府県をまたぐ移動について、国として自粛要請の対象に含めない。（県またぎ移動）

飲食

現状

緩和の内容(案)

認証店

非認証店

認証店

非認証店

下記以外の区域

[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限あり
 ※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを目途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の[感染拡大の傾向が見られる場合]の対応を基本として要請

[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限P

「感染拡大の傾向が見られる場合」

都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。

21時までの時短要請
 協力金:2.5~7.5万円/日

20時までの時短要請
 協力金:2.5~7.5万円/日

5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。

区域指定までの限定的な期間等において、都道府県知事の判断により、以下を基本として要請

時短要請なし・酒提供可
 協力金:なし

20時までの時短要請・酒提供可
 協力金:あり

5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。

ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限なし。

まん延防止等重点措置地域

①20時までの時短要請・酒類禁止
 協力金:3~10万円/日

感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、
 ②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可
 協力金:3~10万円/日
 ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可
 ③21時までの時短要請・酒提供可(20時まで)
 協力金:2.5~7.5万円/日

20時までの時短要請・酒類禁止
 協力金:3~10万円/日

① 時短要請なし・酒提供可
 協力金:なし
 又は
 ② 21時までの時短要請・酒提供可
 協力金:あり

20時までの時短要請・酒類禁止
 協力金:あり

緊急事態措置区域

20時までの時短要請・酒類禁止
 (酒提供店は休業)
 協力金:3~10万円/日

① 重点措置の②に同じ
 又は
 ② 20時までの時短要請・酒類禁止
 協力金:あり

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50% 大声なし 100%		50%	5,000人 又は 収容定員 50% のいずれか 大きい方	5,000人	5,000人	なし	なし (注2)	21時
緩和の内容 (案)	大声あり 50% 大声なし 100%	【感染防止安全計画策定(注1)】			●●●●人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	●●●●人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	なし	なし (注2)	なし (注2)
		【感染防止安全計画を策定しない場合】 現状と同じ							

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。

(注2) 都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

移動		現 状	緩和の内容(案)
下記以外の区域	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意する。 	(現状と同じ)
まん延防止等重点措置地域	外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 混雑した場所等への外出半減。 少人数で、混雑を避けて行動。 	<p>外出：<u>混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。</u></p> <p>県またぎ移動：<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。</u></p>
	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。 	
緊急事態措置区域	外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 混雑した場所等への外出半減。 少人数で、混雑を避けて行動。 	
	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動は極力控える。 避けられない場合は検査を勧奨。 	

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。

飲食店における「第三者認証制度」の概要

- 飲食店における第三者認証制度は、都道府県が感染対策に関する認証基準を定めた上で、個別の飲食店を訪問して基準適合性を確認し、認証する制度。47都道府県で導入済み。
- 定期的な見回りや再調査等により、違反認証店は第三者認証を取り消すこと等で質を担保。
- 都道府県は以下の4項目を中心とした認証基準を設定。都道府県の判断により、追加的な基準を設定。

①座席の間隔の確保
(又はパーティションの設置)



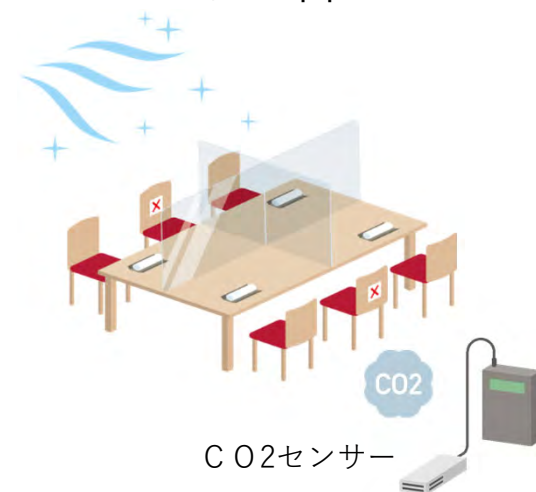
②手指消毒の徹底



③食事中以外の
マスク着用の推奨



④換気の徹底
(1,000ppm以下で)



< 第三者認証を取得した店舗数 >

- 全国で443,789店 (令和3年11月12日時点)

「感染防止安全計画」の概要

- 「**感染防止安全計画**」は、**大規模イベント等**について、上限人数等の緩和を行う際の条件として作成するもの。
- 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに**具体的な感染防止策の内容を記載**。都道府県がその内容を確認し、必要な助言を行う。

項目		感染防止策の概要
①	飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底 等
②	手洗、手指・施設消毒の徹底	こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底 等
③	換気の徹底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気の徹底 等
④	来場者間の密集回避	入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 等
⑤	飲食の制限	飲食可能エリアにおける感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 等
⑥	出演者等の感染防止策	有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど出演者（演者・選手等）の健康管理の徹底 等
⑦	参加者の把握・管理等	参加者の連絡先把握や直行・直帰の呼びかけ等、イベント前後の感染防止の注意喚起 等



ワクチン・検査パッケージに関する技術実証 中間報告

2021年11月16日

技術実証事務局

(注) ワクチン接種証明または検査結果陰性確認のことを「ワクチン/検査」または「V/T」と表記する場合がある。

目次

1. 技術実証の目的・概要

2. 案件の一覧

3. ワクチン/検査の実証結果・評価

①利用者数等、②オペレーション、③利用者の声

4. 関連する技術の実証結果・評価

(1) 入場者・入店者リストの作成

(2) 換気・大声抑制等

(3) マスク着用率

(4) 3密の回避

(5) 直行直帰

5. 得られた知見と今後への示唆

(1) ワクチン/検査について

(2) 関連する技術について

(3) 技術実証の今後について

1. 技術実証の目的・概要

- **新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、**ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？**（令和3年9月3日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）、**ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方**（令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、飲食店やイベント等において**ワクチン接種証明+または検査結果陰性確認（ワクチン/検査）、入場者リストの作成、新技術による3C（3密）や2L（大声・長時間）の回避、換気などを組み合わせた技術実証を行い、ワクチン/検査のオペレーションや各技術の実効性等を検証**する。
- 技術実証は、**有識者、関係省庁、自治体の協力を得て、リスクを十分に考慮し、感染防止対策を継続したうえで、人数制限等を緩和して行う。制限緩和がない場合であっても、将来何らかの制限が発動された場合の経済活動を想定し、技術実証を行う。**

実施または予定されている技術実証の件数（11月12日時点）

飲食店 17、ブライダル 3、映画館 2、ライブハウス・劇場 3、音楽コンサート・野外フェス 8、講演会 2、サッカー 32、野球 17、モータースポーツ 2、体操・新体操 1、バレーボール 1、バスケットボール 24、遊園地・テーマパーク 3、即売会 1、パッケージツアー 40、宿泊施設 108

+ 接種証明のコピー、写真の提示で可。

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

飲食店①

表の読み方

検査欄の「検」は検査会社店舗での検査、「宅」は宅配型検査。

日程	場所	店舗数 (ジャンル)	事前検査 (無料)	当日検査 (無料)	店内座席分け	入店者リスト	備考
10月22～30日	北海道	2 (居酒屋、立ち飲み)	検	あり	なし	作成	全員V/T
10月22～31日	埼玉県	41 (多様なジャンル)	宅	なし	あり	作成	一部V/T
10月22日～11月4日	千葉県	3 (和食、イタリアン)	検・宅	なし	なし	作成	全員V/T
10月21日～11月3日	京都府	23 (料亭)	宅	なし	全個室	作成	一部V/T
10月25～29日	大阪府	12 (居酒屋、和食、バー、喫茶等)	なし	あり	あり	作成	一部V/T
10月25～29日	福岡県	1 (ホテル内レストラン)	検	なし	あり	作成	一部V/T
11月1～7日	石川県	19 (多様なジャンル)	なし	あり	なし	作成	全員V/T
11月1～7日	兵庫県	11 (居酒屋、レストラン等)	なし	あり	あり	作成	一部V/T
11月5, 12, 24～25日	熊本県	3 (ホテル宴会場)	宅	あり	なし	作成	全員V/T
11月8～14日	神奈川県	11 (和食・中華・洋食レストラン等)	検・宅	なし	あり	作成	一部V/T
11月8, 10, 16日	新潟県	3 (ホテル等)	宅	あり	なし	作成	全員V/T
11月15～21日	沖縄県	2 (居酒屋)	検	なし	あり	作成	一部V/T

(注) 店舗のジャンルは内閣官房にて判断し、仮置き。

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

飲食店②

表の読み方

検査欄の「検」は検査会社店舗での検査、「宅」は宅配型検査。

日程	場所	店舗数 (ジャンル)	事前検査 (無料)	当日検査 (無料)	店内 座席分け	入店者 リスト	備考
11月15~19, 24~25日	滋賀県	1 (ホテル)	宅	あり	なし	作成	全員V/T
11月16~20日、25日	徳島県	4 (ジャズバーなど)	検	なし	なし	作成	全員V/T
11月22日	滋賀県	1 (ホテル)	宅	あり	なし	作成	全員V/T
11月22, 24~26, 29~30日	滋賀県	22 (居酒屋等)	なし	あり	なし	作成	全員V/T
11月24日	徳島県	10 (バー・居酒屋等)	検	あり	なし	作成	全員V/T

ブライダル

日程	場所	V/Tの方法
11月6日	熊本県	全員V/T、当日検査あり
11月23日	新潟県	全員V/T、当日検査あり

カラオケ

日程	場所	V/Tの方法
11月8~14日	北海道	全員V/T、当日検査あり

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

映画館

日程	場所	V/Tの方法
10月19日	池袋シネマ・ロサ (東京都)	V/Tのお客様とそれ以外のお客様を館内で区分け。
10月23～24日	シネマサンシャイン平和島 (東京都)	V/Tのお客様とそれ以外のお客様を館内で区分け。

劇場・ライブハウス

日程	場所	ジャンル	V/Tの方法
11月26日	北海道	ライブハウス	全員V/T、当日検査あり
11月27日	熊本県	劇場	全員V/T、当日検査あり
12月10～12日	北海道	劇場	全員V/T、当日検査あり

遊園地・テーマパーク

日程	場所
10月30日～11月14日	よみうりランド遊園地
11月22日～28日	東京ディズニーランド
11月22日～28日	東京ディズニーシー

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

大規模イベント①

日程	イベント	場所
10月6日	JリーグYBCルヴァンカップ準決勝	豊田スタジアム
10月12日	FIFAワールドカップカタール2022 アジア最終予選	埼玉スタジアム2002
10月14日	セ・リーグ公式戦	東京ドーム
10月16日	セ・リーグ公式戦	東京ドーム
10月16日	明治安田生命J1リーグ公式戦	日産スタジアム
10月16日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ノエビアスタジアム神戸
10月18～31日	2021世界体操・新体操選手権北九州大会	北九州市立総合体育館・西日本総合展示場新館
10月19日	パ・リーグ公式戦	福岡PayPayドーム
10月21日	パ・リーグ公式戦	福岡PayPayドーム
10月21日	パ・リーグ公式戦	京セラドーム大阪
10月22日	明治安田生命J1リーグ公式戦	埼玉スタジアム2002
10月23日	L'Arc~en~Ciel 「30th L'Anniversary TOUR」	幕張メッセ国際展示場
10月23日	セ・リーグ公式戦	東京ドーム
10月23日	パ・リーグ公式戦	楽天生命パーク宮城

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

大規模イベント②

日程	イベント	場所
10月24日	パ・リーグ公式戦	楽天生命パーク宮城
10月24日	明治安田生命J1リーグ公式戦	豊田スタジアム
10月24日	明治安田生命J1リーグ公式戦	等々力陸上競技場
10月25日	パ・リーグ公式戦	楽天生命パーク宮城
10月26日	セ・リーグ公式戦	阪神甲子園球場
10月26日	セ・リーグ公式戦	横浜スタジアム
10月27日	パ・リーグ公式戦	楽天生命パーク宮城
10月27日	天皇杯JFA第101回全日本サッカー選手権大会準々決勝	等々力陸上競技場
10月30日	JリーグYBCルヴァンカップ決勝	埼玉スタジアム2002
10月30～31日	Vリーグ ヴォレアス開幕2連戦	道北アークス大雪アリーナ
10月30～31日	全日本スーパーフォーミュラ選手権 第7戦第20回JAF鈴鹿GP	鈴鹿サーキット国際レーシングコース
10月30～31日	MONOGATARI LIVE 2021	直方リバーサイドパーク特設会場

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

大規模イベント③

日程	イベント	場所
11月3日	明治安田生命J1リーグ公式戦	等々力陸上競技場
11月3日	明治安田生命J1リーグ公式戦	豊田スタジアム
11月3日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ベスト電器スタジアム
11月3日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ノエビアスタジアム神戸
11月6日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ノエビアスタジアム神戸
11月6～7日	2021 SUPER GT Round.7 MOTEGI GT 300km Race	ツインリンクもてぎ
11月7日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ベスト電器スタジアム
11月7日	秋の阿波おどり	アスティとくしま
11月8日	EIKICHI YAZAWA CONCERT TOUR 2021 「I'm back!! ～ROCKは止まらない～」	熊本城ホール メインホール
11月8日	令和3年度「健康を考える県民のつどい」	徳島グランヴィリオホテル
11月10～15日	2021JERAクライマックスシリーズ セ ファイナルステージ	明治神宮野球場
11月13～14日	ONE PARK FESTIVAL 2021	福井市中央公園特設会場
11月16～17日	B'z presents LIVE FRIENDS	東京ガーデンシアター
11月20日	SBC日本シリーズ2021 第1戦	京セラドーム大阪、ZOZOマリンスタジアムのいずれか
11月20日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ユアテックスタジアム仙台
11月20日	明治安田生命J1リーグ公式戦	埼玉スタジアム2002
11月20日	明治安田生命J1リーグ公式戦	パナソニックスタジアム吹田

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

大規模イベント④

日程	イベント	場所
11月20日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ニッパツ三ツ沢球技場
11月20日	明治安田生命J1リーグ公式戦	IAIスタジアム日本平
11月20日	明治安田生命J2リーグ公式戦	シティライトスタジアム
11月23日	SMBC日本シリーズ2021 第3戦	東京ドーム
11月27日	明治安田生命J1リーグ公式戦	札幌ドーム
11月27日	明治安田生命J1リーグ公式戦	埼玉スタジアム2002
11月27日	明治安田生命J1リーグ公式戦	等々力陸上競技場
11月27日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ヨドコウ桜スタジアム
11月27日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ノエビアスタジアム神戸
11月27日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ベスト電器スタジアム
11月27～28日	EIKICHI YAZAWA CONCERT TOUR 2021 「I'm back!! ～ROCKは止まらない～」	日本ガイシホール
11月28日	明治安田生命J2リーグ公式戦	タピック県総ひやごんスタジアム
12月4日	明治安田生命J1リーグ公式戦	ユアテックスタジアム仙台
12月4日	明治安田生命J1リーグ公式戦	豊田スタジアム
12月4日	明治安田生命J1リーグ公式戦	駅前不動産スタジアム
12月4日	明治安田生命J1リーグ公式戦	IAIスタジアム日本平
12月4日	明治安田生命J1リーグ公式戦	パナソニックスタジアム吹田

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

大規模イベント⑤

日程	イベント	場所
12月4日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第9節	ドルフィンズアリーナ
12月4日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B2リーグ戦 第10節	ゼビオアリーナ仙台
12月4日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第9節	北海きたえーる
12月5日	明治安田生命J2リーグ公式戦	NDソフトスタジアム山形
12月5日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第9節	ドルフィンズアリーナ
12月5日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B2リーグ戦 第10節	ゼビオアリーナ仙台
12月5日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第9節	北海きたえーる
12月11～12日	Hey! Say! JUMP Fab! -Arena speaks.-	日本ガイシホール
12月11～12日	三代目 J SOUL BROTHERS LIVE TOUR 2021 “THIS IS JSB” FINAL SEASON	京セラドーム大阪
12月15日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第11節	アリーナ立川立飛
12月15日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第11節	富山市総合体育館
12月18日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第12節	アリーナ立川立飛
12月18日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第12節	青山学院記念館
12月19日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第12節	アリーナ立川立飛
12月19日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第12節	青山学院記念館
12月25日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	ウカルちゃんアリーナ
12月25日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	青山学院記念館
12月25日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	日環アリーナ栃木メインアリーナ

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

大規模イベント⑥

日程	イベント	場所
12月25日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	横浜国際プール
12月25日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	富山市総合体育館
12月26日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	ウカルちゃんアリーナ
12月26日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	青山学院記念館
12月26日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	日環アリーナ栃木メインアリーナ
12月26日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第13節	富山市総合体育館
12月29日	B.LEAGUE 2021-22シーズン B1リーグ戦 第14節	アリーナ立川立飛
12月30～31日	コミックマーケット99	東京ビッグサイト (東京国際展示場)
1月14日	B.LEAGUE ALL-STAR GAME 2022 IN OKINAWA	沖縄アリーナ
1月15日	B.LEAGUE ALL-STAR GAME 2022 IN OKINAWA	沖縄アリーナ

2. 案件の一覧 (11月12日時点で決まっているもの)

パッケージツアー

1. 旅行会社 (11社) 【五十音順】

ANA X(株)、(株)エイチ・アイ・エス、クラブツーリズム(株)、(株)JTBメディアリテリング、(株)ジャルパック、T-LIFEホールディングス(株)、東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行、(株)阪急交通社、(株)読売旅行、(株)ワールド航空サービス

2. 旅行数

40ツアー

宿泊施設

1. 宿泊事業者 (23社) 【五十音順】

(株)稲佐山観光ホテル、(株)海栄館、(有) 鬼怒川パークホテル、(株)琴平グランドホテル、(株)JR四国ホテルズ、四国開発建設(株)、(有)大根屋、タカミヤホテルグループ・ホールディングス、竹川観光(株)、(株)長栄館、道後プリンスホテル(株)、(株)鳴子観光ホテル、(株)南部屋旅館、(株)西村屋、(株)ハマノホテルズ、ホテル三日月グループ、(株)プリンスホテル、(株)MANPA、(株)八千代、(株)湯郷グランドホテル、よろづや観光(株)、(株)ロイヤルホテル、ワシントンホテル(株)

2. 期間

10月15日~31日 (31日チェックインまで)

3. 施設数

108施設

3. ワクチン/検査の実証結果・評価

※数値は11月15日現在

①利用者数等

表の読み方

検査欄の「検」は検査会社店舗での検査、「宅」は宅配型検査。

ジャンル	当日検査	3日前以内事前検査の方法	接種証明 確認数	3日前以内事前検査数			当日検査数	12歳未満	接種証明 利用率
				店舗（無料）	宅配（無料）	自己負担			
飲食店	なし	検・宅（無料）を用意	453	1	2		—		99.3
	なし	検（無料）を用意	104	2 ¹⁾	—		—		65.0
	なし	宅（無料）を用意	1215	—	20 ¹⁾		—		59.3
	あり	検（無料）を用意	221	1	—		93		70.2
	あり	個人負担	418	—	—	4	389	5	51.5
カラオケ	あり	検（無料）を用意	74	—	—		422	6	14.7
映画館	なし	個人負担	48	—	—		—		100
遊園地	なし	個人負担	7920	—	—	127	—	2601	98.4
イベント	なし	検（無料）を用意	1371	17	—	3	—	40	98.6
	なし	宅（無料）を用意	4663	—	637	59	—		87.0
	なし	個人負担	1202	—	—	1	—	572	99.9
	あり	個人負担	25	—	—		6		80.6
ツアー	なし	個人負担	559	—	—	59	—	2	90.5
宿泊施設	なし	個人負担	7382	—	—	31	—	224	99.6

1) 自己負担での検査が含まれる可能性あり。

3. ワクチン/検査の実証結果・評価

(飲食店)

- 検査利用者は接種証明利用者よりも少ない。
- 検査利用比率がイベントよりは高い。(イベントに比べ、飲食店は予約なしでの来店や急な来店が多く、接種証明を携行していない場合が多いからと考えられる。ワクチン/検査の実施が周知されれば、検査利用比率は下がると考えられる。)

(イベント)

- 検査利用者は接種証明利用者よりもかなり少ない。国民全体のワクチン接種比率(11月上旬に2回接種から2週間経過した人は7割)よりも、入場者のワクチン接種証明利用の比率は高い(ワクチン接種者の方が活動的に外出していると見られる)。
- FIFAワールド杯サッカーのような人気イベントの場合は、検査通知確認による入場者比率が相対的に高い。
- 宅配型に比べ店舗検査の利用者は少ない。

3. ワクチン/検査の実証結果・評価

②オペレーション

(飲食店)

キット調達

- 抗原定性キットをどの程度の数用意しておくべきかが予測しにくい。
- 医薬品卸事業者からの調達経験がないため、抗原定性キットの調達に手間取ったケースがあった。

検査・確認作業

- 当日の抗原定性検査に要する時間は個人差が大きい。
- 当日どの程度の確認要員が必要かが予測しにくい。

(イベント)

キット調達

- 宅配型キットが配達予定日に届かず検査できない、被検者が検体を正しく採取できていない等のケースがあり得る。

確認作業

- **ワクチン/検査に長い行列ができる等の事態は見られていない**（一人あたりの処理時間は約30秒）。
- 検査会社によって結果通知の記載事項が異なるなど、確認に時間がかかる場合があり得る。
- **子どもの年齢確認をどうするか**等の課題がある。

抗原定性キットの検査時間

①受付	平均2～3分
②検体採取	平均1～2分
③検査	平均1分
④判定	平均5分
⑤結果通知	平均1～2分

**全体を通して、一番早かったお客様は9分
一番長かったお客様は20分、平均11分**

3. ワクチン/検査の実証結果・評価

③ 利用者の声

(肯定的な意見)

- ワクチン/検査を実施していることに関して、「安心感があった」「次回もあれば購入したい」という声が多数。
- 提示するのは接種証明のコピーや写真でよいという運用に対する称賛が見られた。

(改善を求める意見)

- 当日検査を真冬に（真夏に）屋外で行うのは避けるべきとの意見があった。（一方で、店内には検査スペースや待機場所は設けにくいとの声あり。）

【参考】世論調査の例

ワクチン接種証明を提示する仕組みの導入に賛成	49.2% (NHK調査 (9/3~6実施))
ワクチン接種証明活用による規制緩和に賛成	52.9% (日本トレンドリサーチ調査(9/12~17実施))
ワクチン接種証明等を利用した行動制限緩和に賛成	52.0% (テレビ朝日調査(9/18・19実施))
イベント等でワクチン接種証明を提示する仕組みに賛成	70.7% (日経F T・感染症会議調べ(8月実施))

4. 関連する技術の実証結果・評価

(1) 入店者・入場者リストの作成

① リスト作成の概況

- 宿泊施設・パッケージ旅行、音楽コンサート、スポーツ等の大規模イベント等では予約時にリストを作成し、当日に来場者を把握している場合が多い。ただし、代表者のみを把握している場合がある。
- 予約なしでの来店や急な来店が多い**飲食店（ファーストフード等）**ではリストは作成しにくいという意見がある。

② リストと感染者情報把握システム（HER-SYS）の突合

- 大規模イベント及び飲食店等の入場・入店によって発生する恐れのあるクラスターを早期に発見する仕組みを検討するため、実証事業で作成されるリストとHER-SYSの感染者情報を精度高く、簡便に突合できるかの検証を実施。
- 保健所等への第三者提供に同意いただいたリストと照合した結果、携帯電話番号による陽性者情報との突合が効率的であることがわかった。

【参考】世論調査の例

日常的な用事について、入店・入場時のQRコード読込による携帯電話番号提供への協力意向がある者の割合 64.7%
(第8回日経・FT感染症会議「感染症対策に関する意識調査」(8月実施))

4. 関連する技術の実証結果・評価

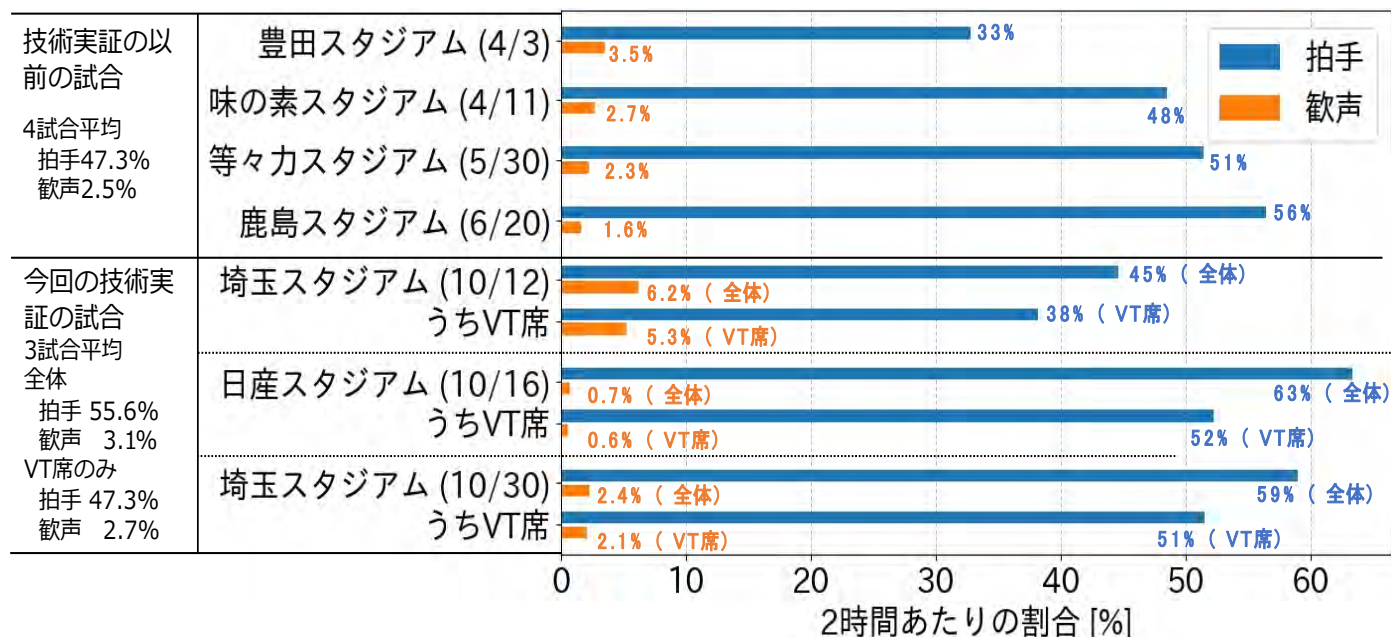
(2) 換気・大声抑制等

- スポーツイベントではCO2濃度が1000ppmを超えるような場所はほとんど見られなかった*。また、大声での声援は確認されなかった。
- AIを用いた解析では、拍手が55.6%で主な応援手段。声出し応援は確認されず、観客の歓声は平均3.1%程度*であった。（サッカー3試合平均）
- 今回の技術実証の以前の試合と比較して、大きな変化はない。
- V/T席と非V/T席の観客の応援行動や観客の歓声は同程度（安心感から声を出す様子は確認されず）

CO2濃度計測の結果

(10月16日 横浜日産スタジアム)

設置箇所	計測数	CO ₂ 濃度 (ppm)
トイレ女子	7	380~792
トイレ男子	7	381~1034
コンコース	7	404~690
VIPラウンジ	2	398~593
観客席	2	390~498
確認ブース	2	407~540



* (資料) 産業技術総合研究所HP

https://www.aist.go.jp/aist_j/new_research/2021/nr20211110/nr20211110.html

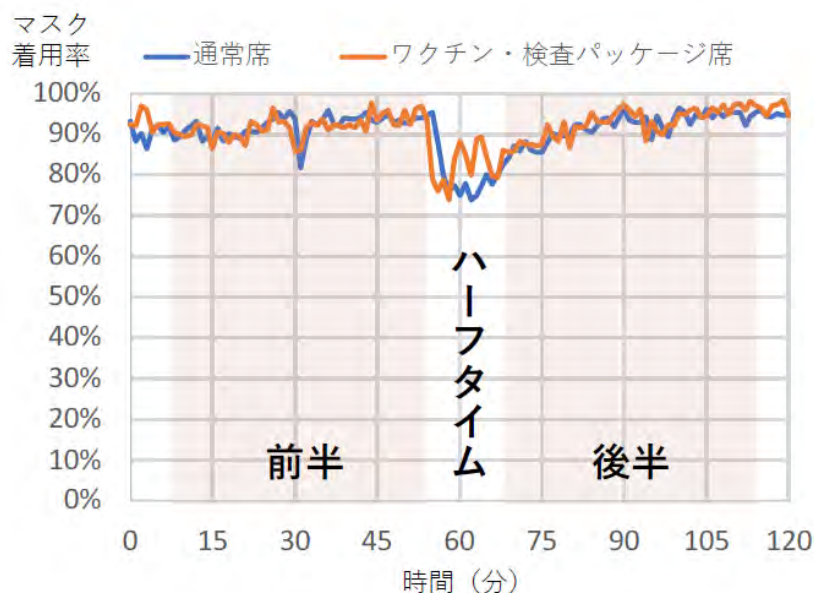
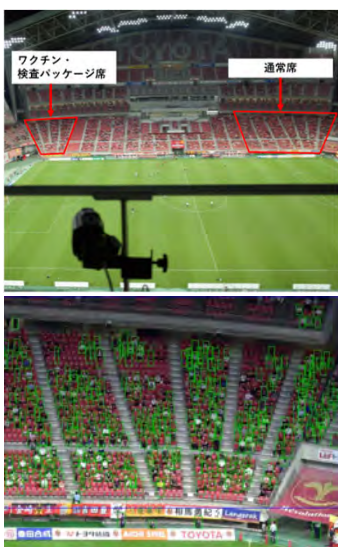
4. 関連する技術の実証結果・評価

(3) マスク着用率

- 試合中のマスク着用率は**平均94.3%**、ハーフタイム中は平均81.4%（サッカー8試合平均）。
- **V/T席と非V/T席のマスク着用率は同程度**（安心感からマスクを外す様子は見られず）。
- 比較的安価なカメラとAIによる画像認識によってマスク着用率は把握可能。

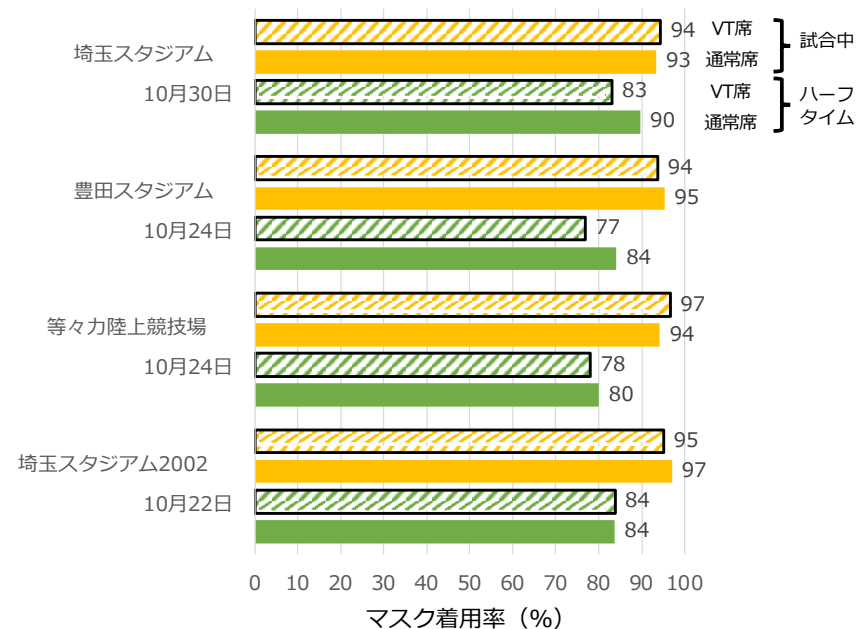
Jリーグの試合中のマスク着用率の計測と時系列変化の例

(10月6日 豊田スタジアム)



技術実証4試合での平均マスク着用率 (測定は8試合)

■ 試合中・VT席 ■ 試合中・通常席
■ ハーフタイム・VT席 ■ 試合中・VT席



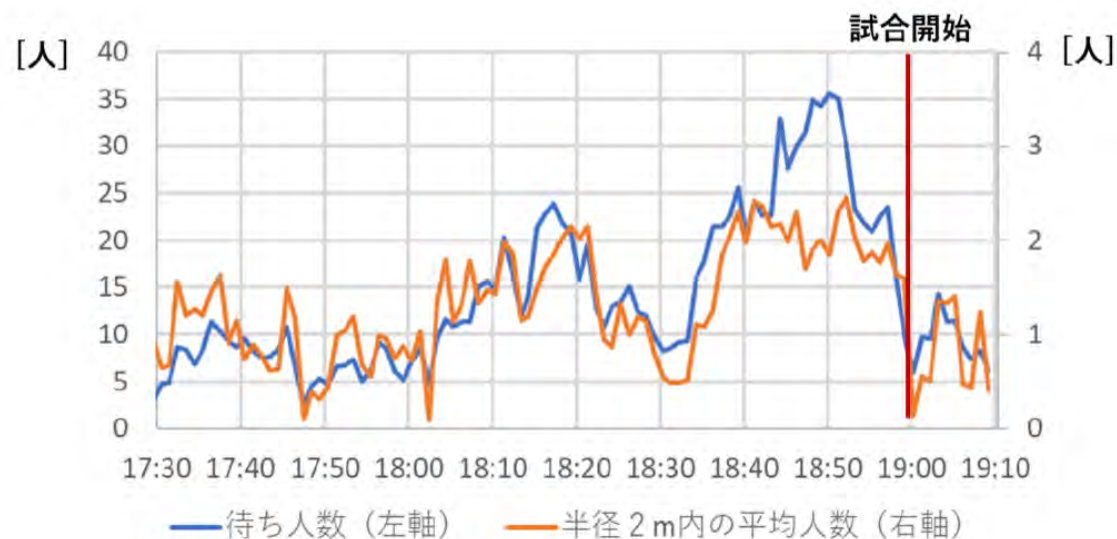
4. 関連する技術の実証結果・評価

(4) 3密の回避

- V/T確認ブースでの密集は見られなかった（試合開始前の最も混雑する時間帯であっても半径2m以内の平均人数は2人程度）。ワクチン接種証明（及び身分証明、チケット）の確認に要した時間は約30秒/人程度。
- 密集は、Bluetooth、Wifi、レーザーレーダーなど一般的な技術・装置によって把握可能。

ワクチン接種証明・検査通知確認ブースの待ち人数と混雑具合

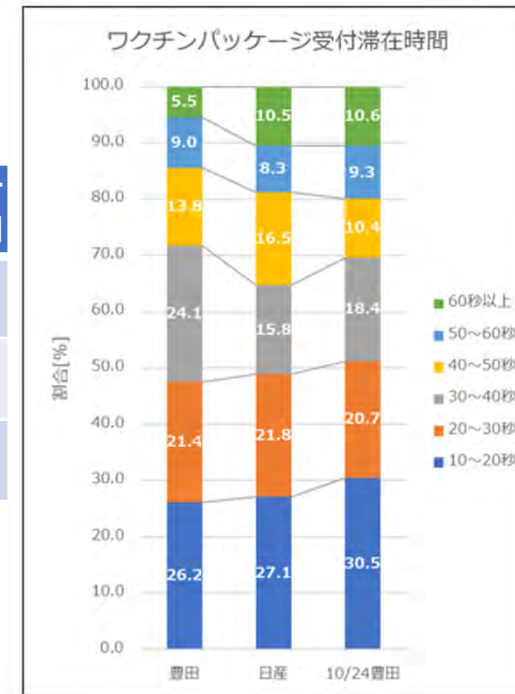
(10月6日 豊田スタジアム)



ワクチン接種証明の確認に必要な時間

3会場の平均33.4秒

日時	場所	平均受付滞在時間
10月6日	豊田スタジアム	32.7秒
10月16日	日産スタジアム	34.2秒
10月24日	豊田スタジアム	33.3秒



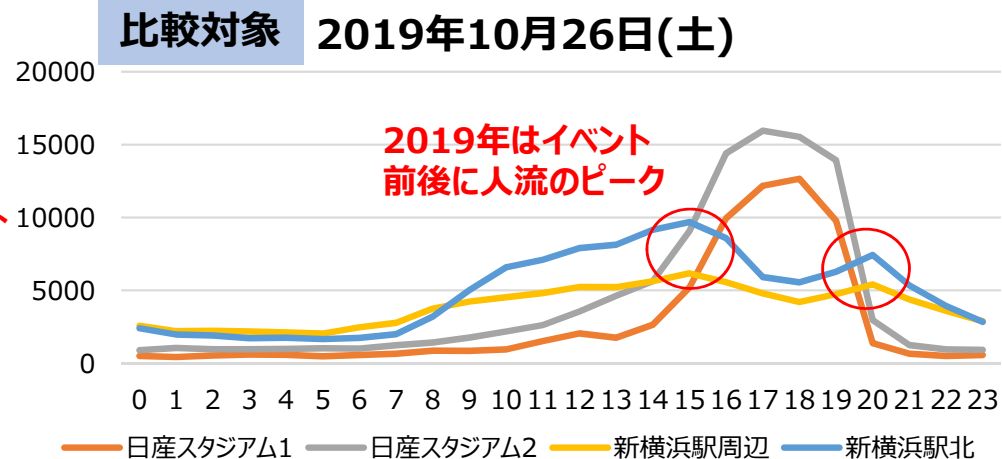
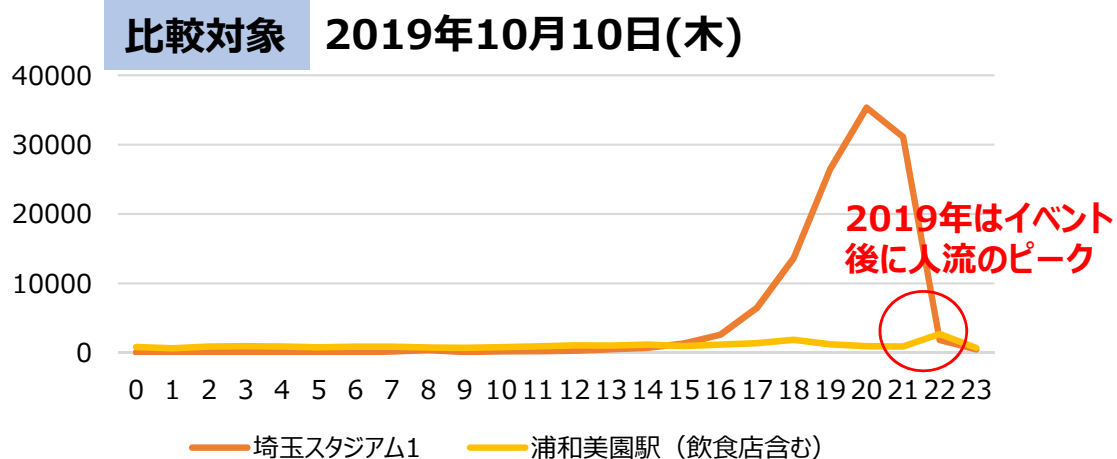
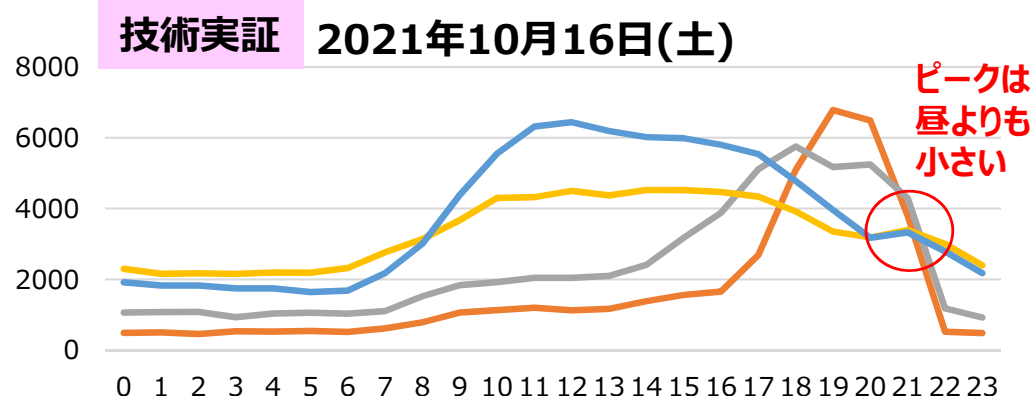
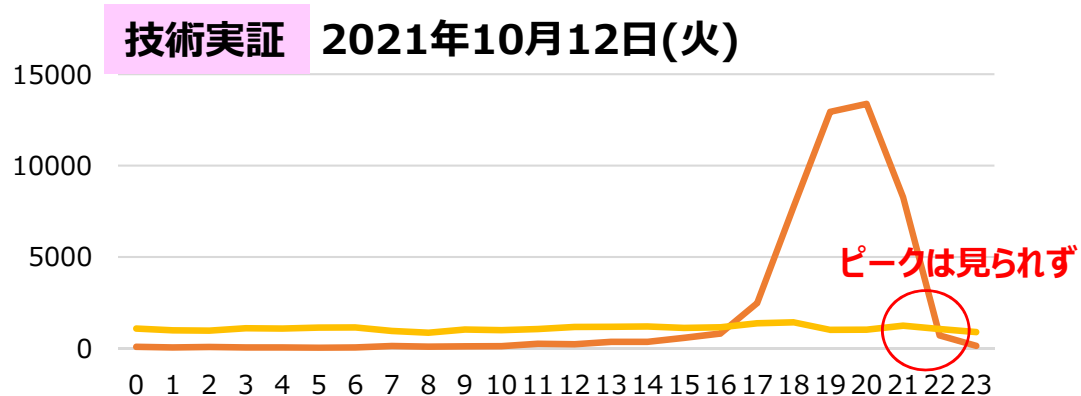
4. 関連する技術の実証結果・評価

(5) 直行直帰

- イベント終了後に近隣の駅・繁華街等に人流が滞留する様子は見られなかった。

スタジアム及び最寄り駅付近の人出（500mメッシュ内の推計人口）

（データ提供）NTTドコモ



5. 得られた知見と今後への示唆

(1) ワクチン/検査について

- 大半は接種証明を利用。検査は少数だった。
- 接種証明及び検査通知の確認に大きな混乱はなかった。利用者からは、ワクチン/検査には**安心感がある**という肯定的な意見が多かった。
- 一方で、接種証明に関しては、**子どもの年齢の確認方法**が課題であり、**引き続き検討**が必要。
- また、検査及び検査結果の確認に関しては、
 - ① **検査費用は安くない**（抗原定性キットの小売価格は約2千円～）、**検査に時間がかかる**（最も判定時間の短いキットを用いても結果が出るまでに10分以上かかる）等の意見が利用者等からあった。検査キットの調達や検査場所等も含め、**検査費用を低減させ、検査時間を短くする工夫**が必要。
 - ② 当日検査で陽性判定が出た場合の対応が難しい等の理由から、**当初、当日検査を行うことに戸惑う自治体**があった。イベント等に**遠方から来る人に対して移動前の検査を勧奨**等の配慮が必要。
 - ③ 検査会社の**検査結果通知の記載事項の統一**に関して検討が必要。

5. 得られた知見と今後への示唆

(2) 関連する技術について

(入場者・入店者リスト)

- 多くのイベントや飲食店では、QRコード等を用いて連絡・検索可能な入場者・入店者リストの作成が可能。平時から使用している電子チケット、コンテンツ配信等のアプリ等を感染発生時にも使うのは効率的。
- 感染流行のステージに応じて、国・自治体の判断で大規模イベント及び飲食店等での**入場者・入店者リスト作成の勸奨**を行うことは今後も必要。その際、リストに携帯電話番号が含まれれば効率的にクラスターを発見できる可能性があることを周知することも必要。
- リストと感染者情報を自動で突合するシステムの構築の検討が必要。

(3密回避、マスク着用率把握、換気、音量等を把握する技術)

- CO2センサ、マスク着用や人の密集を把握するカメラなど、比較的安価で使える有効な技術がある。
- ワクチン/検査を利用した人も、3密回避、マスク着用など基本的な感染防止策を継続している。

(3) 技術実証の今後について

- ワクチン・検査パッケージについて、**行動制限緩和を円滑に実施するため、より効率的なオペレーションの探求**を目指した技術実証を行うべき。

ワクチン・検査パッケージの活用による行動制限緩和の考え方（案）

1. ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の普及により重症化する患者数が抑制され、医療提供体制の強化とあいまって、病床逼迫がこれまでよりも生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。

また、飲食店の第三者認証制度の普及のほか、各業界における感染対策のガイドラインの普及・更新などの感染防止の取組の進展を踏まえれば、今後、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備やワクチン接種証明の活用等を進めることと併せて、日常生活や経済社会活動に伴う感染リスクを以前よりも引き下げることができる。

このような状況変化を踏まえ、今後は、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和の取組を進めていく。

2. このため、飲食店の第三者認証制度及びイベントにおける感染防止安全計画の策定等と併せて、ワクチン・検査パッケージを活用することにより、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とする。

3. ただし、ワクチンの感染予防効果にも限界があり、ワクチンを接種したとしても感染する、いわゆるブレークスルー感染が一定程度生じる。

そのため、ワクチン・検査パッケージを活用した場合においても、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されているものではないことに留意する必要がある。

4. 仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある。

「感染状況を評価する新たなレベル分類」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)において、例えば、レベル3では、「ワクチン・検査パッケージの利用については、状況に応じ、継続運用や停止を検討することも必要である。」とされていること等を踏まえ、レベル3におけるワクチン・検査パッケージ制度の具体的運用について今後検討していく。

ワクチン・検査パッケージ制度要綱(案)

令和3年11月〇日

新型コロナウイルス感染症対策本部

1. ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨

「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？」（令和3年9月3日新型コロナウイルス感染症対策分科会）、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」（令和3年9月9日新型コロナ感染症対策本部）及び「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受け、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用する。本要綱は、ワクチン・検査パッケージの活用により行動制限を緩和する制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。）を施行するに当たり必要となる基本的な事項を定めるものである。

2. ワクチン・検査パッケージ制度の定義・要件

- (1) 飲食店やイベント主催者等の事業者（以下「事業者」）が、入店者・入場者等の利用者（以下「利用者」）のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する。
- (2) 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。

(3)事業者は、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。

利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとする場合は、ワクチン・検査パッケージに該当せず、行動制限の緩和の適用対象とはならないこと。

(4)検査については、事業者が事前検査か当日現場検査のいずれか、又は両方を選択できる。

3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用範囲

(1)ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」)に基づく「飲食」、「イベント」、「移動」の行動制限を緩和する場合における具体的内容は、次のとおりである。(詳細については、別紙参照)

- ・「飲食」については、第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする。
- ・「イベント」については、感染防止安全計画を策定し都道府県の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。
- ・「移動」については、不要不急の都道府県をまたぐ人の移動について、自粛要請の対象に含めないこととする。

(2)なお、地域の感染状況により、あらかじめ国と協議の上、都道府県知事がこれと異なる取扱をすることができる。

(3)「学校等※」の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージ制度は適用しない。

ただし、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定める。

※ 学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。

(4) ツアーや宿泊施設へのワクチン・検査パッケージ制度の適用の詳細については、観光庁において別に定める。

(5) ただし、仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある。

4. 民間事業者等によるワクチン・検査パッケージの活用

(1) 政府及び都道府県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由であり、特段の制限を設けない。

店舗への入店や会場への入場に当たってワクチン接種歴や検査結果の提示を求めることも考えられる。

ただし、

- ・ 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようにすること
- ・ また、公共的なサービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、より一層の慎重さが求められることに留意する必要がある。

(2) 民間事業者等がワクチン・検査パッケージの名称を用いる場合には、2. (3)を満たすとともに、5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法を準用することが望ましい。

5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

① 確認内容

- ・事業者は、予防接種済証等（接種証明書※、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する。予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可。

その際には、別途、身分証明書等により本人確認も行う。

※ 電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含むものとする。

- ・外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチンであり、また、以下のすべての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、可とする。

（氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数）

② 有効期限

- ・予防接種済証等の有効期限は当面定めない。

(2) 検査結果

検査結果については、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）が推奨される。無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げうるため、事前に PCR 検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とする。それらの確認内容・方法等は以下のとおりとする。

なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とする。（6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。）

i) PCR 検査等の検査結果の確認

① 確認内容

- ・事業者は、PCR 検査等について、医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。その際には、別途、身分証明書等により本人確認も行う。
- ・結果通知書等には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限を記載する。

② 有効期限

- ・検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

③ 検査に関するその他の事項

- ・検査に使用する検体は、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液とし、検査試薬については、薬事承認されたものを使用する。

ii) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 検査の実施方法

- ・抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能。
- ・その場合の実施方法の詳細・留意点は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に示すので、これに従い適切に実施する。

② 確認内容

- ・事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。
- ・結果通知書には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限を記載する。
- ・なお、イベント等の開催場所等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しないこと。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行う。

③ 有効期限

- ・検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

④ 検査に関するその他の事項

- ・検査キットは、薬事承認されたものを使用する。
- ・事業者は、事業者が実施する検査において陽性判明した利用者については、入場又は入店させず、医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして受診につながるよう、必ず促す。

また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておく。

検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底させる。

6. その他

- ① ワクチンの感染予防効果にも限界があり、ワクチンを接種したとしても感染する、いわゆるブレークスルー感染が一定程度生じる。
そのため、ワクチン・検査パッケージを活用した場合においても、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されているものではないことに留意する必要がある。今後、ワクチンの3回目接種の状況を踏まえて、ワクチン・検査パッケージ制度における予防接種済証等の有効期限を検討する。
- ② 検査に要する費用の取扱は、別に定めるところによる。
- ③ 本要綱に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度の実施に当たり必要な事項は別に定める。
- ④ ブレークスルー感染等の感染の状況や最新の科学的知見等を踏まえながら、ワクチン・検査パッケージ制度の在り方や運用等について、引き続き、検討していく。